

令和2年度 保育園の入園手続きのご案内

●入園には「支給認定」の手続きが必要になります。

認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

また、保育園などの利用には、保育を必要とする事由に該当する必要があります。

■支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等の利用を希望する子ども	公立幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とする子ども	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とする子ども	保育園 認定こども園・家庭的保育・小規模保育など

■保育を必要とする事由(2号・3号認定)

- ◆就労(月)48時間以上
 - ◆妊娠・出産 ◆保護者の疾病・障害
 - ◆親族の介護・看護
 - ◆災害復旧 ◆求職活動 ◆就学
 - ◆虐待やDVのおそれがあること
 - ◆育児休業取得時に継続利用が必要であること
 - ◆その他、上記に類する状態として町が認める場合
- ※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。
※保護者の就労状況などにより、利用できる保育時間が2種類に区分されます。

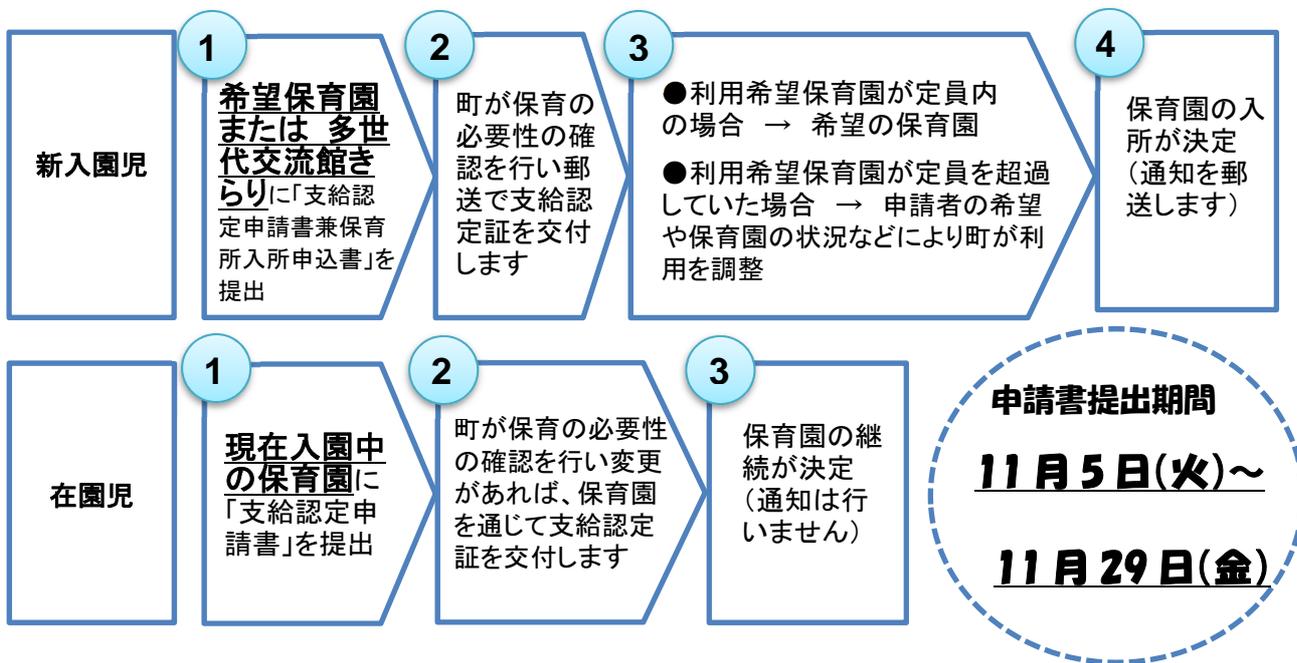
「保育標準時間」

(11時間以内) ⇒ フルタイム就労を想定

「保育短時間」

(8時間以内) ⇒ パートタイム就労を想定

●入園までの流れは次のとおりです。



■保育園一覧

	私立 出雲崎保育園	私立 小木之城保育園
所在地	大字住吉町 551 番地	大字船橋 469 番地 1
電話番号	78-4786	78-2356
定員(受入年齢)	60人(生後2か月から)	60人(生後2か月から)